

2026年8月

令和8年8月13日からの大雨に伴う災害により
被害を受けられました皆さまへ

全管協れいわ損害保険株式会社

火災保険更新手続きに関する特別措置のお知らせ

このたび令和8年8月13日からの大雨に伴う災害により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法の適用決定を受け、弊社では、災害救助法適用地域内のご契約者の皆さまに対し、下記の通り【災害救助法適用時の特別措置】を適用させていただくことといたしましたのでご案内申し上げます。

記

【災害救助法適用時の特別措置】

災害救助法適用地域内にお住まいの皆さまを対象に火災保険の更新手続き（契約のお申込み及び保険料のお支払い）を、『災害救助法が適用された日』から最大2カ月間猶予させていただきます。この措置の適用をご希望のご契約者さまは、弊社担当窓口までお申し出ください。

《弊社担当窓口》

お客さま相談窓口:0120-018-216

受付時間:9:00~17:00(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

■災害救助法適用地域と法適用日

適用地域		法適用日
千葉県	千葉市（ちばし） 市川市（いちかわし） 船橋市（ふなばし） 館山市（たてやまし） 松戸市（まつどし） 茂原市（もばらし） 佐倉市（さくらし） 東金市（とうがねし） 習志野市（ならしのし） 柏市（かしわし） 市原市（いちはらし） 八千代市（やちよし） 我孫子市（あびこし） 鎌ケ谷市（かまがやし） 四街道市（よつかいどうし） 八街市（やちまたし） 印西市（いんざいし） 白井市（しろいし）	2026年8月13日（木）

	大網白里市（おおあみしらさとし） 白子町（しらこまち） 長柄町（ながらまち） 富里市（とみさとし） 山武市（さんむし） 印旛郡酒々井町（いんばぐんしすいまち） 山武郡九十九里町（さんぶぐんくじゅうくりまち）	
--	---	--

以上